

野焼きは禁止されています

廃棄物(ごみ)の焼却行為は、法律※により原則禁止です。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

◆ 野焼きをすると、、、

- ・灰、すす、煙、悪臭など周囲の人に迷惑をかけます。
- ・煙による健康被害もあります。

◆ 法律に違反した場合、、、

- 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金
又はこの併科に処せられる場合があります。
- むやみな野焼きは絶対にやめましょう。



◆ ごみの適正な処理にご協力ください

- ・家庭ごみをステーションに出す場合は、
朝8時30分までに、決められたステーションに出してください。
- ・事業活動に伴うごみは、南部クリーンセンターへ自主搬入するか、
足利市が許可している一般廃棄物処理業(収集・運搬)許可業者に依頼してください。

以下のとおり例外が規定されていますが、

近隣より苦情が寄せられれば、改善指導の対象となります。

- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うための焼却
- ・農業、林業を営むうえで、やむを得ない焼却
- ・たき火などの軽微なもの

野焼きに関するお問い合わせ

一般家庭の場合 : クリーン推進課 クリーン推進担当 Tel : 0284-20-2141

お店・会社など : 環境政策課 環境保全担当 Tel : 0284-20-2152